

第18号議案

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月20日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東大和市道路占用料等徴収条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「に係る分を占用許可をした日」を「（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を占用許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、占用料が特に多額であると認める場合又はその他の理由により占用料を一時に全額納入することが困難であると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、占有者の申請により、3回以内に分割して納入させることができる。

3 既に納入された占用料は、返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を返還する。

(1) 市長が法第71条第2項の規定により道路の占用許可を取り消した場合 当該
 占用許可を取り消した日の属する月の翌月以降の分に相当する占用料の額

(2) 市長が前条第8号の規定により占用料の額の全部又は一部を免除した場合 同
 号の規定により免除した額

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用料単価表

占用物件		単位	占用料
	第1種電柱	1本につき1年	2,300
	第2種電柱		3,600
	第3種電柱		4,900
	第1種電話柱		2,100
	第2種電話柱		3,400
	第3種電話柱		4,600
	その他の柱類		210
	共架電線その他上空に設け		

法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	る線類	長さ1メートル につき1年	
	地下電線その他地下に設ける線類		13
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,100
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,300
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1年	4,200
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	5,200
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	4,200
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未 満のもの	長さ1メートル につき1年	88
	外径が0.07メートル以 上0.1メートル未満の もの		130
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満の もの		190
	外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満の もの		250
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの		380
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの		500
	外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの		880
	外径が0.7メートル以 上1メートル未満の もの		1,300

	外径が1メートル以上のもの			2,500
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	4,200
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	4,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,600
	地下に設ける通路			1,600
	その他のもの			4,200
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	52
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1月	520
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年	5,200
	標識		1本につき1年	3,400
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	52
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1月	520
	アーチ式	車道を横断する		5,200

	工作物	もの	1基につき1年	2,600
		その他のもの		
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備			占有面積1平方メートルにつき1年	4,200
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場			占有面積1平方メートルにつき1月	520
令第7条第8号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.027を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.027を乗じて得た額

(備考)

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は当該電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若し

くは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。

8 占用料の額が、年額で定められている占用物件に係る占用の期間に、1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。なお、占用の期間が30日に満たないものについては、1月として計算するものとする。

9 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）の合計額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、施行日以降の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定にかかわらず、施行日から令和8年3月31日までの間の占用に係る占用料については附則別表第1の定めるところにより、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の占用に係る占用料については附則別表第2の定めるところにより、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間の占用に係る占用料については附則別表第3の定めるところにより、算出した額とする。

附則別表第1（附則第3項関係）

占用料単価表

占用物件		単位	占用料
道路法（昭	第1種電柱	1本につき1年	2,300
	第2種電柱		3,500
	第3種電柱		3,500
	第1種電話柱		1,800
	第2種電話柱		1,800
	第3種電話柱		1,800
	その他の柱類		170
	共架電線その他上空に設け		21

和 2 7 年法 律第 1 8 0 号。以下 「法」とい う。) 第 3 2 条第 1 項 第 1 号に掲 げる工作物	る線類	長さ 1 メートル につき 1 年	
	地下電線その他地下に設ける線類		1 1
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1, 7 0 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	1, 2 0 0
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	3, 1 0 0
	広告塔	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 年	5, 2 0 0
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	3, 3 0 0
法第 3 2 条 第 1 項第 2 号に掲げる 物件	外径が 0. 0 7 メートル未 満のもの	長さ 1 メートル につき 1 年	7 8
	外径が 0. 0 7 メートル以 上 0. 1 メートル未満のもの		1 1 0
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		1 7 0
	外径が 0. 1 5 メートル以 上 0. 2 メートル未満のもの		2 2 0
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		3 1 0
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		4 1 0
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		7 8 0
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		1, 1 0 0

	外径が1メートル以上のもの			2, 200
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	2, 700
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	2, 400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2, 600
	地下に設ける通路			1, 600
	その他のもの			2, 700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	52
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1月	520
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年	5, 200
	標識		1本につき1年	2, 600
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	52
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1月	520
	アーチ式	車道を横断する		5, 200

	工作物	もの	1基につき1年	2,600
		その他のもの		
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備			占有面積1平方メートルにつき1年	2,400
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場			占有面積1平方メートルにつき1月	520
令第7条第8号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.027を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.027を乗じて得た額

(備考)

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は当該電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若し

くは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。

8 占用料の額が、年額で定められている占用物件に係る占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占用することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に、1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。なお、占用の期間が30日に満たないものについては、1月として計算するものとする。

9 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）の合計額とする。

附則別表第2（附則第3項関係）

占用料単価表

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,300
	第2種電柱		3,600
	第3種電柱		4,200
	第1種電話柱		2,100
	第2種電話柱		2,200
	第3種電話柱		2,200
	その他の柱類		200
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	21
	地下電線その他地下に設ける線類		13
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,000
	占用面積1平方		

	地下に設ける変圧器	メートルにつき 1年	1, 300
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1年	3, 700
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	5, 200
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	4, 000
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未 満のもの	長さ1メートル につき1年	88
	外径が0.07メートル以 上0.1メートル未満のも の		130
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のも の		190
	外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満のも の		250
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		370
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		490
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		880
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		1, 300
	外径が1メートル以上のも の		2, 500
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1年	3, 200	

法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき 1年	2,900
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,600
	地下に設ける通路			1,600
	その他のもの			3,200
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1日	52
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき 1月	520
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき 1年	5,200
	標識		1本につき1年	3,100
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	52
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1月	520
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	5,200
		その他のもの		2,600
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1平方メートルにつき 1年	2,900

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	占有面積1平方メートルにつき 1月	520
令第7条第8号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.027を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.027を乗じて得た額

(備考)

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は当該電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。
- 8 占有料の額が、年額で定められている占有物件に係る占有の期間に、1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。なお、占有の期間が30日に満たないものについては、1月として計算するものとする。
- 9 占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、占有の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降

にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）の合計額とする。

附則別表第3（附則第3項関係）

占用料単価表

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,300
	第2種電柱		3,600
	第3種電柱		4,900
	第1種電話柱		2,100
	第2種電話柱		2,600
	第3種電話柱		2,600
	その他の柱類		210
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	21
	地下電線その他地下に設ける線類		13
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,100
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,200
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	5,200
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,200
外径が0.07メートル未満のもの		88	
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	

法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		長さ1メートル につき1年	190
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			250
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			380
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			500
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			880
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			1,300
	外径が1メートル以上のもの			2,500
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方 メートルにつき 1年	3,800
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方 メートルにつき 1年	3,500
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.004 を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が3以上の もの		Aに0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,600
	地下に設ける通路			1,600
	その他のもの			3,800
法第32条 第1項第6	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	52

号に掲げる施設	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	520	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年	5,200	
	標識	1本につき1年	3,400	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	52
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1月	520
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	5,200
その他のもの		2,600		
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	3,500	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1月	520	
令第7条第8号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.027を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.027を乗じて得た額	

(備考)

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 第1種電話柱とは、電話柱のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は当該電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が、年額で定められている占用物件に係る占用の期間に、1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。なお、占用の期間が30日に満たないものについては、1月として計算するものとする。
- 9 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）の合計額とする。